令和５年度秋田県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

秋田県のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「ＰＣＢ廃棄物」という。）の処理を確実かつ適正に実施するため、「秋田県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）」及び「北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業におけるＰＣＢ廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針（平成１９年１月決定。以下「指導等方針」という。）」に基づき、令和５年度秋田県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を次のとおり定めます。

第１　処理対象ＰＣＢ廃棄物

（1）高濃度ＰＣＢ廃棄物

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「ＪＥＳＣＯ」という。）北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業において、高濃度ＰＣＢ廃棄物を処理します。

【当初施設処理対象物】

変圧器類	ＰＣＢを使用した高圧変圧器、低圧変圧器、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で３ｋｇ以上のもの
コンデンサー類	ＰＣＢを使用した高圧コンデンサー、低圧コンデンサー及びサージアブソーバで３ｋｇ以上のもの
ＰＣＢ油類	廃ＰＣＢ及びＰＣＢを含む廃油

【増設施設処理対象物】

安定器・汚染物等	ＰＣＢを使用した照明器具用安定器、３ｋｇ未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他汚染物

（２）低濃度ＰＣＢ廃棄物

環境大臣が認定する無害化処理施設及び都道府県知事等が許可する施設（以下「無害化処理施設等」という。）において低濃度ＰＣＢ廃棄物を処理します。

第２　処理計画

保管事業者及び所有事業者（以下「保管事業者等」という。）の理解のもと、ＰＣＢ廃棄物の計画的かつ効率的な処理を行うため、令和５年度は次のとおりとします。

（1）高濃度ＰＣＢ廃棄物

各保管事業者等が個別にＪＥＳＣＯと協議のうえ処理しますが、当初施設処理対象物については、定期修理期間を除く期間に、計画的かつ早期に全量の処理を進めるものとします。

また、増設施設処理対象物については、令和５年度末に計画的処理完了期限を迎えることを踏まえ、定期修理期間を除く期間に、計画的及び効率的に処理を進めるものとします。

多量保管事業者（ＰＣＢ汚染物等を１．５ｔ以上保管する事業者）については、処理のベースロードとして取り扱うものとします。

（２）低濃度ＰＣＢ廃棄物

各保管事業者等が個別に無害化処理施設等設置事業者と協議のうえ処理します。

第３　適正処理を推進するための方策

ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理については、処理計画及び指導等方針に定めるもののほか、変圧器類、コンデンサー類及びＰＣＢ油類が令和５年度から事業終了準備期間に入るとともに、安定器及び汚染物等が令和５年度に計画的処理完了期限を迎えることを踏まえ、次のとおり取扱うものとします。

（１）高濃度ＰＣＢ廃棄物収集運搬中における緊急時連絡体制

収集運搬中の事故など緊急時における関係者への連絡については、「北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業の収集・運搬中における緊急時連絡体制（平成２９年１１月変更）」により行うものとします。

（２）ＰＣＢ廃棄物処理に関する普及啓発の実施

期間内の処理と処理施設への安全で効率的な輸送が行われるよう、保管事業者等に対して処理の必要性や計画的な使用の中止などについて、必要な情報の提供に努めるとともに、処理施設における処理状況、環境モニタリング情報などを発信し、ＰＣＢ廃棄物処理事業への理解を進めることとします。

（３）ＰＣＢ廃棄物の処分期間中における確実な処理の推進

処分期間中におけるＰＣＢ廃棄物の確実な処理を推進するため、次の取組を行うこととします。

ア　未処理事業者に対して、関係機関と連携し、立入検査等を通じ、速やかに処理を完了させるよう指導するとともに、必要に応じ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 12 条に基づく改善命令及び第 13 条に基づく代執行による処分等の措置を行うこととします。

イ　安定器の保管事業者等に対して、必要に応じ、分別等の適正な実施について指導することとします。

（４）中小企業者等が保管する高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理の推進

中小企業者等の保管する高濃度ＰＣＢ廃棄物の早期処理に向け、ＪＥＳＣＯ及び収集運搬業者との十分な連絡調整等を通じて、次の取組に対する協力を行うこととします。

①　中小助成件数（台数）の増加、契約の加速化

②　収集運搬体制の円滑化の取組の実施

（5）その他

この他、ＰＣＢ廃棄物の処理にあたって必要な事項については、広域協議会等において協議、調整して定めるものとします。